

令和3年第9回 輪島市農業委員会 定例総会 議事録

1 会議の日時及び場所

(1) 日 時 令和3年9月24日(金) 午前9時30分から

(2) 場 所 輪島市役所新館2階 中会議室

2 招集者 輪島市農業委員会 会長 田上 正男

3 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 出席委員 13名

1番 島津 博道	6番 谷内 誠一	11番 山本 秀夫
2番 笹川 稔	7番 奥堂 敏春	(欠席)
(欠席)	(欠席)	13番 田上 正男
4番 北濱 陽子	(欠席)	14番 安 津久人
5番 池端 共栄	10番 谷内 吉夫	15番 田中 喜義

(2) 欠席委員

3番 河内 よし	8番 坂下 正幸	9番 石倉 稔
12番 森谷 正美		

(3) 出席農地利用最適化推進委員

輪島4番 高 義見 輪島6番 東 一郎

4 会議に出席した事務局職員

事務局長 坂下 正浩 事務局員 黒氏 篤

5 傍聴者 0人

6 会議に付議した議件

- (1) 議案第25号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- (2) 議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (3) 議案第27号 農用地利用集積計画について
- (4) 議案第28号 農業振興地域整備計画の変更について
- (5) 議案第29号 非農地証明願について

7 報告事項

- (1) 報告第15号 農地法第3条の3の規定による届出について

8 議事

開会 9 : 30 閉会 10 : 15

事務局長	本日は4名の委員が欠席です。また農地利用最適化推進委員は2名の出席です。それでは会長よろしく申し上げます。
議長	(会長からの挨拶) それでは開会いたします。 ただ今の出席委員は、11名であります。農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定に基づき、在任委員の過半数に達しておりますので、第9回輪島市農業委員会定例総会を開会いたします。
議長	会期についてお諮りいたします。会期を本日1日といたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。
各委員	(「異議なし」との声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、会期を本日1日といたします。
議長	議事録署名委員を指名いたします。 議席番号10番 谷内 吉夫 委員及び 議席番号11番 山本 秀夫 委員の両委員を指名いたします。
議長	議案の提案をいたします。 市長より提出のあった【議案第25号】の農地法第3条第1項の規定による申請について議題といたします。事務局、説明をお願いします。
事務局	議案書2ページをご覧ください。議案第25号の農地法第3条第1項の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてです。今月は3件です。 【議案第25号所有権移転、1番～3番を議案書をもとに朗読】

事務局	<p>合計6筆2,452㎡で内訳は畑が2,251㎡、畑が201㎡です。</p> <p>いずれも農地法第3条第2号各号には該当しないため、許可要件のすべてを充たしていると考えます。</p>
議長	<p>それでは、申請番号1番について、地区担当推進委員 輪島1番 宇羅委員が本日ご欠席なので、代わりに事務局より報告をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それではご報告いたします。地区担当宇羅委員は本日急用によりご欠席なのですが、現地確認をしてこられたうへでのご意見を前もってお預かりしております。</p> <p>譲渡人は集落の中である程度大きな規模で耕作を行っておられる方であり、農地を新たに譲り受けて耕作するうへで、周辺に悪影響を与えるおそれは無いとのことですので、ご報告申し上げます。。</p>
議長	<p>続きまして、申請番号2番について地区推進委員 輪島4番 高義見委員よりご意見願います。</p>
高委員	<p>9月18日に現地確認をして参りました。現地では現在サトイモを耕作しております。譲受人の方に話を聞いたところ、譲渡人の方は現在白山市に在住で、自分では今後の維持管理ができないことから、農地を譲りたいとの申し出があったとのこと。譲受人は地域の篤農家世帯の一員であり、これまでも所有者の了解のうへ畑を耕作していたこともあり、今後も一家で耕作管理をしていくとのこと。農地の譲渡によっても周囲に与える影響は無いものと考えます。以上です。</p>
議長	<p>続きまして、申請番号3番について地区担当推進委員 輪島6番 東 一朗委員よりご意見願います。</p>
東委員	<p>20日に現地確認をしてきました。資料の地図にも示されておりますとおり、周辺には農地が無いところで、譲渡によっても周辺に与える影響は無いと考えます。</p>

議 長	それではこれより質疑を許します。
島津委員	ひとつ確認したいのですが、申請番号 2 番は耕作者 6 名となっておりますが、これは家族で耕作しているということでしょうか。
事 務 局	その通りです。農家台帳より抽出された情報ですが、この世帯は家族でかなり広い農地を耕作しておられます。
島津委員	わかりました。
議 長	その他にございませんか。
各 委 員	(意見・質疑なし)
議 長	質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。 【議案第 2 5 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	(「異議なし」との声あり)
議 長	ご異議なしと認めます。 よって【議案第 2 5 号】は、原案どおり可決決定いたします。 次に市長より提出のあった【議案第 2 6 号】の農地法第 5 条の規定による申請について議題といたします。事務局、説明願います。
事 務 局	議案書 6 ページをご覧ください。議案第 2 6 号の農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請承認です。今月は 3 件です。 【議案第 2 5 号賃貸借権設定、1 番～3 番を議案書をもとに朗読】 合計 3 筆 1,391 m ² で内訳は田が 813 m ² 、畑が 578 m ² です。 申請番号 1 番は転用目的は自己住宅で、現在は市外在住の方で職業は医師の方ですが、近々本市に移住してくるということで、景色の良い申請地に住宅を新築するものです。周辺は傾斜地ですが、申請地の

少し上には市営の国民宿舎があり、また近辺にはワイナリーがあるところ。申請地が接する道路を挟んで向かい側は広い一団の農地となっており、こちらは農用地区域に入っておりますが、申請地はそこから外れております。また、周辺農地の広がりには10ha未満ですので農地区分としては2種農地、周辺には集落があり、その集落に接続して居住用の住宅を建設するものですので許可相当と考えます。

申請番号2番はゲストハウスで、申請者はホテル業を営む法人です。海岸に面した畑で風光明媚な海岸線に位置し、ホテルの新たな事業の一環として一棟貸しのゲストハウスを建設するものです。

申請番号3番は、個人が自己住宅を建設するものです。きっかけは市内バイパス道路工事に伴い現在の住居を移転する必要が生じた申請者が、住宅建設用代替地として申請地を取得したものです。申請地は面する市道が幅員7mで上下水道が整備されており、周辺500m以内に小学校と公民館が在りますので、農地区分としては第3種農地です。原則として許可となるものです。以上です。

議長

それでは申請番号1番について地区担当委員 議席番号1番 島津 博道 委員よりご意見願います。

島津委員

先日現地確認をいたしました。先ほど説明にもありましたが、こちらで医院を営む先生の親族にあたる医師の方が、定年後こちらで医院を手伝うために住居を探していたが適当なところが無いため、土地を求めて新築することにしたとのこと。申請地は国民宿舎と集落に挟まれるように位置しており、現在は畑として耕作されておりますが、周囲の状況から見ても転用による影響は無いと考えます。以上です。

議長

続きまして申請番号2番及び3番について地区担当推進委員 輪島 6番 東 一朗委員よりご意見願います。

東委員

一昨日農業委員会関係者及び申請者代理人と共に現場を確認してきました。申請番号2番は説明にもあったとおり海岸沿いのなかなか風光明媚なところに位置しております。周辺には畑が点在しておりますが、いずれも家庭菜園程度であり、一団の農地を構成しているような

ところではありません。ゲストハウスを建てることで多少日照のようなものは変わるかもしれませんが、周辺農業に大きな影響を与えるものではないと考えます。

続いて申請番号3番は、転用目的は自己住宅で、輪島バイパスの工事に伴い移転して建築するものであります。資料の地図データは少し古いものを使用しているようで、あまり周囲に家などが無いように見えますが、現地はここ数年で一気に住宅が建築されているようなところで、実際は集落化してきております。第3種農地ということもありますし、周辺への悪い影響は無いものと考えます。以上です。

議長 これより質疑を許します。

各委員 (質疑なし)

議長 質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。【議案第26号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ありませんか。

各委員 (異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。

よって【議案第26号】は、原案どおり可決決定いたします。

次に市長より提出のあった【議案第27号】の農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について議題といたします。事務局、説明願います。

事務局 議案書11ページをご覧ください。議案第27号の農用地利用計画の資料になっております。いしかわ農業総合支援機構を通じた利用権設定です。

【議案第27号農用地利用権設定、1・2番を議案書をもとに朗読】

以上、合計25筆50,947㎡で中間管理機構に対する利用権設定です。これまでも利用権を設定していたところの更新となります。耕作作物

	は水稻で10年間の賃貸借権及び使用貸借権の設定をするものです。
議長	これより質疑を許します。
各委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。 【議案第27号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ありませんか。
各委員	(異議なし)
議長	ご異議なしと認めます。 よって【議案第27号】は、原案どおり可決決定いたします。 次に市長より提出のあった【議案第28号】の輪島市農業振興地域整備計画の変更について議題といたします。事務局、説明願います。
事務局	議案書15ページをご覧ください。議案第28号の輪島市農業振興地域整備計画変更の資料になっております。 【議案第28号農業振興地域整備計画変更を議案書をもとに朗読】 以上、農用地区域からの除外は2件ありますが、1件は事業所隣接の農地を資材置場に転用することを目的としての除外であります。またもう1件は3月の総会にて非農地証明の対象として承認を受けてすでに地目が変わっているところですが、山間部の山林原野化した一団の農地11筆を除外するものであります。 また、農用地に編入する農地につきましては中山間直接支払制度及び土地改良事業の対象農地とするため今回編入するものです。
議長	これより質疑を許します。
安委員	非農地証明を出したことがあるこの農地の一部はもう全く耕作がされていないのかな。

事務局	地図から少し離れたところではまだ一部耕作されているおりますが、ほとんどは耕作放棄地となっております。
議長	その他ございませんか。
各委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。 【議案第28号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ありませんか。
各委員	(異議なし)
議長	ご異議なしと認めます。 よって【議案第28号】は、原案どおり可決決定いたします。 次に市長より提出のあった【議案第29号】の農地法の適用を受けない農地の証明願について議題といたします。事務局、説明願います。
事務局	議案書19ページをご覧ください。議案第29号の非農地証明申請です。今月は2件です。 【議案第29号非農地証明申請、1番～3番を議案書をもとに朗読】 合計2筆405㎡で内訳は田が366㎡、畑が39㎡です。 申請番号1番は急傾斜地に位置しており、坂の上にあるお寺の途中にあり不整形な土地です。資料の現況は原野としておりますが、10数年前に何本も伐採いたしました。それまではずっと大きな木が何本も生えており、現在でもその切り株が残されており耕作には適さない土地となっております。 また申請番号2番は登記地目は田ですが、現況は雑種地、実際には露天駐車場として使われているものであります。平成22年に駐車場を目的に転用許可を受けており、それ以来駐車場用地として使用され、現在は付近にある古物商に対する貸し駐車場として使用され

	<p>ているとのことです。許可後その目的に転用されながら地目を変更していなかったため、今回あらためて非農地証明を受けて地目変更をするために申請してきたものであります。以上です。</p>
議 長	<p>それでは申請番号1番について、地区担当委員 議席番号8番 坂下 正幸 委員が本日ご欠席なので、事務局より報告をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それではご報告いたします。本日はご欠席ですが、21日の現地確認当日は坂下委員にもお立ち会いいただきました。現地にてこれまでのいきさつを申請者代理人から聞き、また現状を確認のうえ周辺にも農地が無く山林原野に囲まれていることから、問題ないのではないかという意見をいただいたところです。以上です。</p>
議 長	<p>続きまして申請番号2番について地区担当推進委員 輪島6番 東一朗委員よりご意見願います。</p>
東 委 員	<p>21日現地確認をしてきましたが、写真でもお分かりになるとおり現在は駐車場や少し資材置場として使用されております。写真や地図でも分かりますが、周辺にはもはや農地というようなものは全く無いところでもあり、周辺への影響は全く無いと考えられます。以上です。</p>
議 長	<p>これより質疑を許します。</p>
各 委 員	<p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。【議案第29号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ありませんか。</p>
各 委 員	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。 よって【議案第29号】は、原案どおり可決決定いたします。</p>

	<p>次に【報告第15号】の農地法第3条の3の規定による届出を受け付けましたので、事務局、説明願います。</p>
事務局	<p>【報告第15号相続による届出、1番～12番を議案書をもとに朗読】</p> <p>合計 319 筆 100,253.72 m²で内訳は田が 53,325.91 m²、畑が 46,927.81 m²です。</p>
議長	<p>これより質疑を許します。</p>
各委員	<p>(意見、質問なし)</p>
議長	<p>それでは、【報告第15号】を終わります。</p> <p>以上をもちまして本日の議事は全て議了いたしました。</p> <p>これにて、第9回 輪島市農業委員会 定例総会を閉会いたします。</p> <p>ご苦労さまでした。</p>